

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（平成30年亀岡市条例第27号）
の内容

平成30年4月1日施行

議会運営委員会において議会活性化の議論が行われた結果、通年議会の導入に係り、下記事項について、条例の一部改正を行いました。

（改正事項）

- （1）通年議会の導入にあたり、文書質問を会期中・会期外においても実施できるよう、議会の調査権としての閉会中の「文書質問」に、議員の質問権としての会期中の「文書質問」を加える。